

# 排出量取引制度 手続の全体像 (セットアップマニュアル)



経済産業省

## 内容

はじめに.....	3
<b>第1章 排出量取引制度の概要</b> .....	4
1.1 制度の概要.....	4
1.2 雑則.....	4
<b>第2章 制度の対象者</b> .....	5
2.1 基本的な考え方.....	5
2.2 例外（前年度又は2年度前に事業を開始した場合） .....	6
2.3 事業者の範囲.....	7
2.4 年度平均排出量におけるCO <sub>2</sub> 直接排出量 .....	7
<b>第3章 義務履行の単位</b> .....	10
3.1 原則（単独届出） .....	10
3.2 共同届出.....	10
<b>第4章 制度対象者において対応が必要な事項の概要</b> .....	12
4.1 2027年度以降に制度対象となる場合の手續の全体像 .....	13
4.2 2026年度におけるスケジュール上の特例 .....	19
4.3 登録確認機関による確認.....	22
<b>第5章 手續の方法</b> .....	23
5.1 アカウントの作成及び法人等保有口座の開設.....	23
<b>別紙. 排出実績量及び排出目標量の確認にあたって制度対象者に求められる事項</b> .....	1

## はじめに

本マニュアルは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「GX 推進法」又は条文を示す際は「法」という。）に基づく排出量取引制度（以下「本制度」という。）について、手続の全体像及び各手続に対応するマニュアルの参照方法を説明するもの。

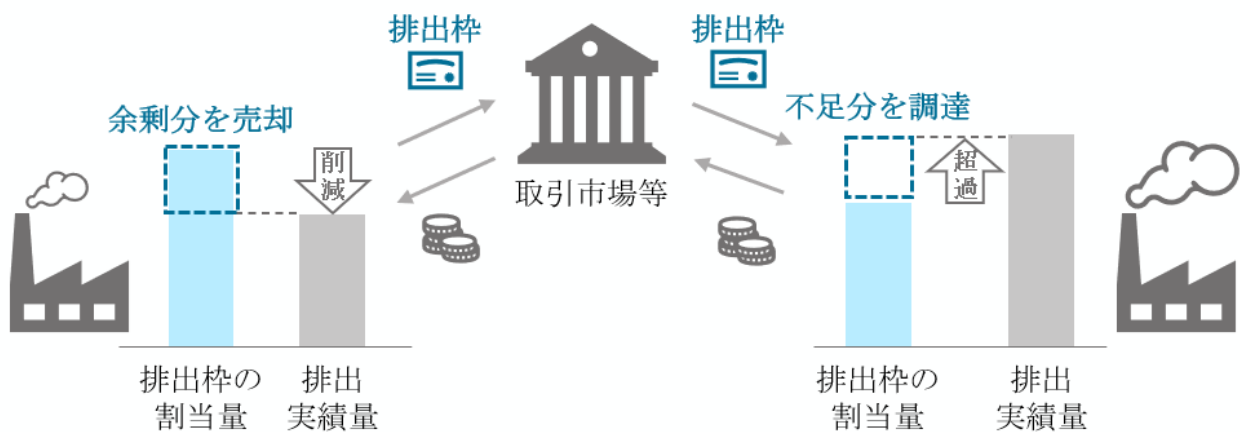
# 第1章 排出量取引制度の概要

## 1.1 制度の概要

本制度は、二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という。）の直接排出量が一定規模以上である事業者を対象とし、一定の基準の下で、当該対象事業者が排出可能なCO<sub>2</sub>の量に当たる排出枠（1 t 単位）を経済産業大臣が割り当て、制度対象者に対してその範囲内のCO<sub>2</sub>の排出を求める制度。

制度対象者には、排出枠の市場取引等を通じて、毎年度、期限内に自らの排出実績量と等量の排出枠を口座に保有することが求められる。

排出枠の不足があった場合には、それに応じた負担金を支払わなければならない。



なお、GX 推進法において、本制度の業務及び事務を、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「GX 推進機構」という。）が行うこととしている。本マニュアルにおいて、経済産業省及びGX 推進機構を事務局という。

## 1.2 雑則

GX 推進法により届出及び排出実績量の報告を義務付けられた事業者が、義務を履行しなかった場合又は虚偽の届出等を行った場合は、GX 推進法により 50 万円以下の罰金が科せられる。

## 第2章 制度の対象者

ここでは、本制度における制度対象者の範囲について示す。本制度では、CO<sub>2</sub>の直接排出量が一定規模以上である事業者は、経済産業大臣に対して毎年度9月30日までに届出を行う義務が生じる。事務局において、CO<sub>2</sub>の直接排出量が一定規模以上である事業者を特定した上で、制度対象者である旨の指定や通知は実施しない。このため、各事業者において、毎年度9月30日までに制度対象となるか否かの確認を行う必要がある。

なお、前身のGXリーグでは、制度への参加は任意となっていたが、本制度はGX推進法に基づき、要件を満たす事業者に義務が課される制度であるため、要件を満たさない事業者による自主的な参加は認められない。

### 2.1 基本的な考え方

本制度の対象となる事業者は、前年度までの直近3年度の各年度のCO<sub>2</sub>の直接排出量を平均した量（以下「年度平均排出量」という。）が10万t以上の事業者である。

本制度における年度の単位は、当該事業者の事業年度にかかわらず、4月1日から翌3月31日までである。また、判定の単位は事業者単位とし、子会社、関連会社等はいずれも別事業者として扱われ、個別に判定を行う。制度対象となるか否かの判定は毎年度行い、年度平均排出量が10万t以上の年度は制度対象に、逆に下回る年度は制度対象外となる。

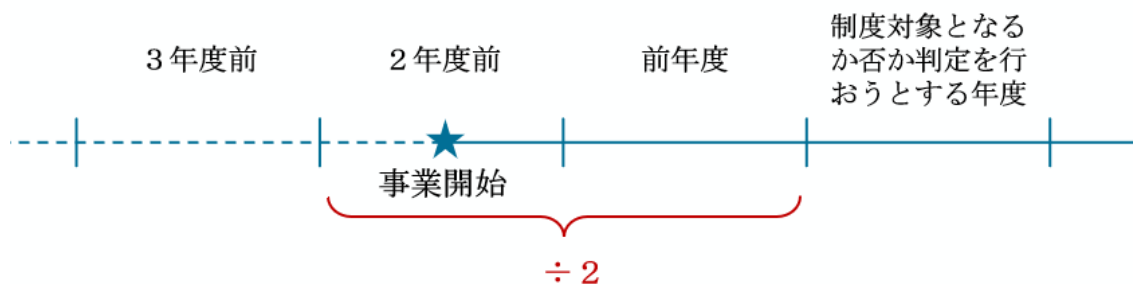
#### 年度平均排出量

$$= (\text{前年度のCO}_2\text{直接排出量} + \text{2年度前のCO}_2\text{直接排出量} + \text{3年度前のCO}_2\text{直接排出量}) \div 3$$

## 2. 2 例外（前年度又は2年度前に事業を開始した場合）

制度対象となるか否かの判定を行おうとする年度の前年度又は2年度前に、事業を開始した場合については、以下の方法に従う<sup>1</sup>。

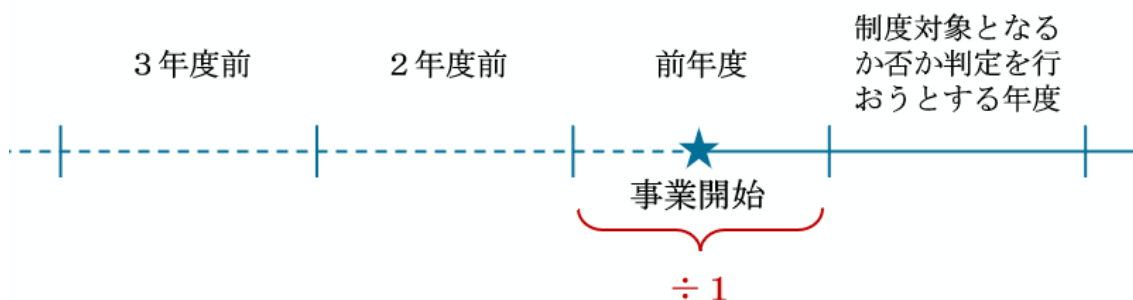
### 2. 2. 1 制度対象となるか判定を行おうとする年度の2年度前に事業を開始した場合



制度対象となるか否かの判定には、直近2年度の各年度のCO<sub>2</sub>の直接排出量の平均を用いる。当該数値が10万t以上の場合は、制度対象となる。

$$\text{年度平均排出量} = (\text{前年度のCO}_2\text{直接排出量} + \text{2年度前のCO}_2\text{直接排出量}) \div 2$$

### 2. 2. 2 制度対象となるか判定を行おうとする年度の前年度に事業を開始した場合



制度対象となるか否かの判定には、前年度におけるCO<sub>2</sub>の直接排出量を用いる。当該数値が10万t以上の場合は、制度対象となる。

$$\text{年度平均排出量} = \text{前年度のCO}_2\text{直接排出量}$$

<sup>1</sup>直近3年度の間、例えば災害や法令点検等があり、CO<sub>2</sub>の直接排出量が大幅に落ち込んでいる場合や、何らかの特殊事情によりCO<sub>2</sub>の直接排出量が大幅に増加している場合であっても、補正等を行わない。

## 2. 3 事業者の範囲

本制度の対象となる事業者とは、権利義務の帰属主体たる法人格を有する者のうち、国又は地方公共団体以外の商業、工業、金融業その他の事業を行うものをいう。ただし、国内に本店等を有する法人又は個人に限る。具体的な事業者への該当性の整理は下表のとおり。

○事業者に該当するもの

- 株式会社、合同会社、一般社団法人、医療法人等
- 公共法人等（国立大学法人、地方公共団体等）
- 公益法人等（宗教法人等）
- 協同組合等（森林組合、中小企業等協同組合等）
- 特定目的会社（SPC）

○事業者に該当しないもの<sup>2</sup>

- 人格なき社団（同業者団体等）
- 組合
- 匿名組合
- 投資事業有限責任組合（LPS）
- 有限責任事業組合（LLP）

## 2. 4 年度平均排出量における CO<sub>2</sub>直接排出量

年度平均排出量の算定に当たって計上しなければならない CO<sub>2</sub>の直接排出量については、「排出量算定・報告マニュアル」を参照すること。

ただし、年度平均排出量の算定に当たっては、以下の事項に留意すること。

- （1）カーボン・クレジットの無効化量や他者への移転量は考慮しないこと。
- （2）輸送に係る燃料の使用に伴う CO<sub>2</sub>排出量の算定に当たっては、直近3年度の各年度の3月31日時点<sup>3</sup>における輸送能力が「排出量算定・報告マニュアル」に記載の閾値以上である輸送区分についてのみ各年度の算定に含めること。

---

<sup>2</sup> 契約等の規律によっては、法人格を有する構成員が、その負担割合に応じて合有財産からの排出量を自社の排出量として計上する必要がある（例えば、組合において、出資割合がA社50%、B社50%の場合で、組合員の合有財産から排出する年度平均排出量が20万tであるとき、組合員たるA社及びB社はそれぞれ出資割合に応じ、自社の事業活動として排出量を10万tずつ計上する必要がある。）。

<sup>3</sup> 3月31日中、翌日の4月1日の0時に至る直前の時点をいう。

<例. 年度平均排出量の算定の例（輸送能力がない場合）>

(単位：t)	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
工場等の燃料使用に伴う排出	10 万	9.8 万	9.8 万	9 万	16 万
原材料起源の排出	0.2 万	0.2 万	0.3 万	0.2 万	0.3 万
合計	10.2 万	10 万	10.1 万	9.2 万	16.3 万

- 2026 年度（2023 年度から 2025 年度までの 3 年度平均）→ 制度対象  
 $(10.2 \text{ 万} + 10 \text{ 万} + 10.1 \text{ 万}) \div 3 = 10.1 \text{ 万} \geq 10 \text{ 万 t}$
- 2027 年度（2024 年度から 2026 年度までの 3 年度平均）→ 制度対象外  
 $(10 \text{ 万} + 10.1 \text{ 万} + 9.2 \text{ 万}) \div 3 = 9.766... \text{ 万} < 10 \text{ 万 t}$
- 2028 年度（2025 年度から 2027 年度までの 3 年度平均）→ 制度対象  
 $(10.1 \text{ 万} + 9.2 \text{ 万} + 16.3 \text{ 万}) \div 3 = 11.866... \text{ 万} \geq 10 \text{ 万 t}$

<例. 年度平均排出量の算定の例（輸送能力がある場合）>

（前提条件：輸送能力） ※閾値未満となるため算定対象外となる。

- 2023 年度末日…バス 200 台、タクシー 350 台
- 2024 年度末日…バス 200 台、タクシー 100 台\*
- 2025 年度末日…バス 100 台\*、タクシー 350 台
- 2026 年度末日…バス 100 台\*、タクシー 100 台\*
- 2027 年度末日…バス 100 台\*、タクシー 100 台\*

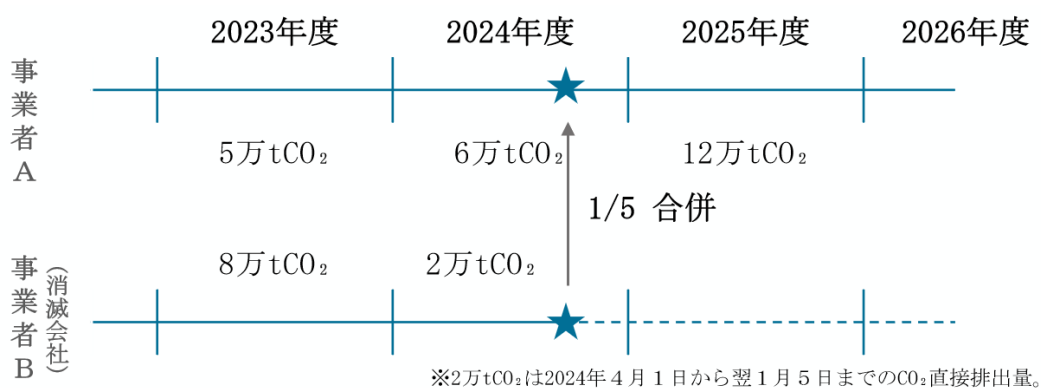
(単位：t)		2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
工場等の燃料使用に伴う排出		1.5 万	5 万	5.7 万	15 万	2.5 万
原材料起源の排出		0.5 万	0 万	0.3 万	1 万	0.5 万
輸送	バス	4.4 万	0.4 万	0.3 万	0.4 万	0
	タクシー	5.6 万	1.6 万	2.6 万	2.6 万	2.6 万
合計		12 万	5.4 万	8.6 万	16 万	3 万

- 2026 年度 → 制度対象外  
 $(12 \text{ 万} + 5.4 \text{ 万} + 8.6 \text{ 万}) \div 3 = 8.666... \text{ 万} < 10 \text{ 万 t}$
- 2027 年度 → 制度対象  
 $(5.4 \text{ 万} + 8.6 \text{ 万} + 16 \text{ 万}) \div 3 = 10 \text{ 万} \geq 10 \text{ 万 t}$
- 2028 年度 → 制度対象外  
 $(8.6 \text{ 万} + 16 \text{ 万} + 3 \text{ 万}) \div 3 = 9.2 \text{ 万} < 10 \text{ 万 t}$

### <解説>直近3年度の間に合併等があった場合

制度対象となるか否かの判定は、あくまで事業者単位で行うため、直近3年度の間に合併、吸収分割、及び事業譲渡等があった場合であっても、消滅会社等の合併等日前のCO<sub>2</sub>の直接排出量も加味して判定を行うといった調整は行わない。

#### 【例】



→2026年度について、事業者Aは制度対象外となる

正：(5万+6万+12万) ÷ 3 = 7.666...万 < 10万t

誤：(5万+8万+6万+2万+12万) ÷ 3 = 11万 ≥ 10万t

## 第3章 義務履行の単位

### 3.1 原則（単独届出）

第4章において説明する届出を始めとする各義務履行を行う単位は、原則として、一事業者ごとに行う。

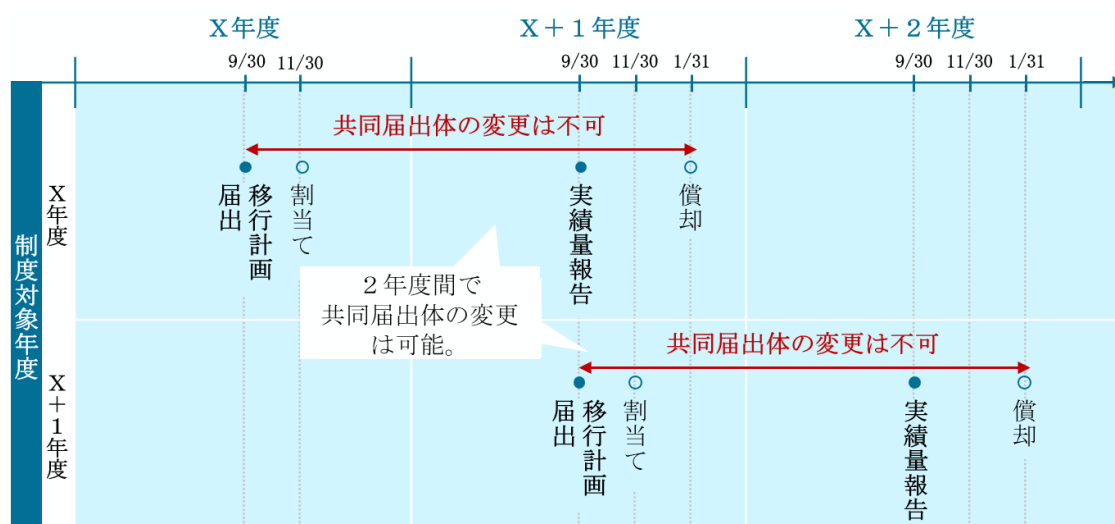
### 3.2 共同届出

制度対象となる事業者は、届出を行う際に、3.2.1において説明する一定の要件を満たす場合、密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）と共同で届出を行うこと（以下「共同届出」という。）ができる<sup>4</sup>。このとき、届出は、当該事業者が、密接関係者分も含めて行い、密接関係者は個別に届出は行わない（以下届出をしようとする当該事業者と密接関係者の集合体を「共同届出体」という。）。

事業者が共同届出を行った場合、それ以降の排出実績量の報告を始めとする各義務についても、第4章において説明するとおり、届出を実施した事業者に課せられることとなり、当該事業者が共同届出体を単位としてまとめて手続を行うこととなる。このため、共同届出体は、制度対象となる年度に係る義務履行を単位として組成し、義務履行の始まりである共同届出から、終わりである経済産業大臣による排出枠の償却まで自ら変更することはできない。加えて、事業者が、当該制度対象年度に係る義務履行について、同時に属することができる共同届出体は一つのみであり、同時に複数の共同届出体に属することはできない。

なお、共同届出を行う場合であっても、制度対象となるか否かを判定する際には、事業者ごとに年度平均排出量の算定及び判定を行う点に留意すること。

手続の詳細については、「届出・排出目標量等算定マニュアル」を参照すること。



<sup>4</sup> したがって、届出をしようとする事業者は必ず制度対象となる事業者である必要がある。例えば、制度対象とならない親会社が、制度対象となる子会社分を含めて共同届出を行うといったケースは想定されない。

### 3. 2. 1 共同届出を行うための条件

制度対象となる事業者が共同届出を行うためには、届出時点において以下の(1)から(3)の要件を満たしている必要がある。

(1) 届出を行う主体となる自社との間で、共同で届出を行おうとする他の事業者が密接関係者であること。具体的には、自社との間で以下の関係にあること<sup>5</sup>。

<密接関係者の定義>

①子会社

会社法（平成17年法律86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。

②関連会社

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和36条大蔵省令第59号）第8条第5項に規定する関連会社をいう。

③兄弟会社

届出をしようとする事業者の直接の親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社のうち、当該事業者の支配持分を直接に有するものをいう。すなわち、届出をしようとする事業者の親会社のうち子会社等を介した間接保有により親会社となっている事業者は除かれる。）における直接の子会社（子会社のうち、当該直接の親会社が支配持分を直接に有する子会社をいう。すなわち、当該直接の親会社が他の子会社等を介した間接保有により親会社となっている子会社は除かれる。）をいう。

(2) 当該密接関係者が制度対象者であること。

(3) 当該密接関係者と、一体的な脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行っていること。

届出をしようとする事業者が、当該密接関係者と一体的に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行っている必要がある。届出に当たっては、投資の内容について届け出る必要がある。

なお、密接関係者が複数いるときは、共同届出体全体でGX関連の投資を共同で行っている必要はなく、届出をしようとする事業者が、各密接関係者と共同で投資を行っていれば足りる。

---

<sup>5</sup> 密接関係者とは、届出をしようとする事業者との関係性を示すものであるため、親会社と①子会社が共同届出を行う場合、届出を行う主体は必ず親会社になる。③兄弟会社の場合又は②関連会社の場合であって相互に関連会社である場合には、いずれの事業者も届出を行う主体となることが可能。

## 第4章 制度対象者において対応が必要な事項の概要

ここでは、制度対象者の具体的な義務の内容、手続の流れ及び各手続に当たってどのマニュアルを参照すべきかを説明する。

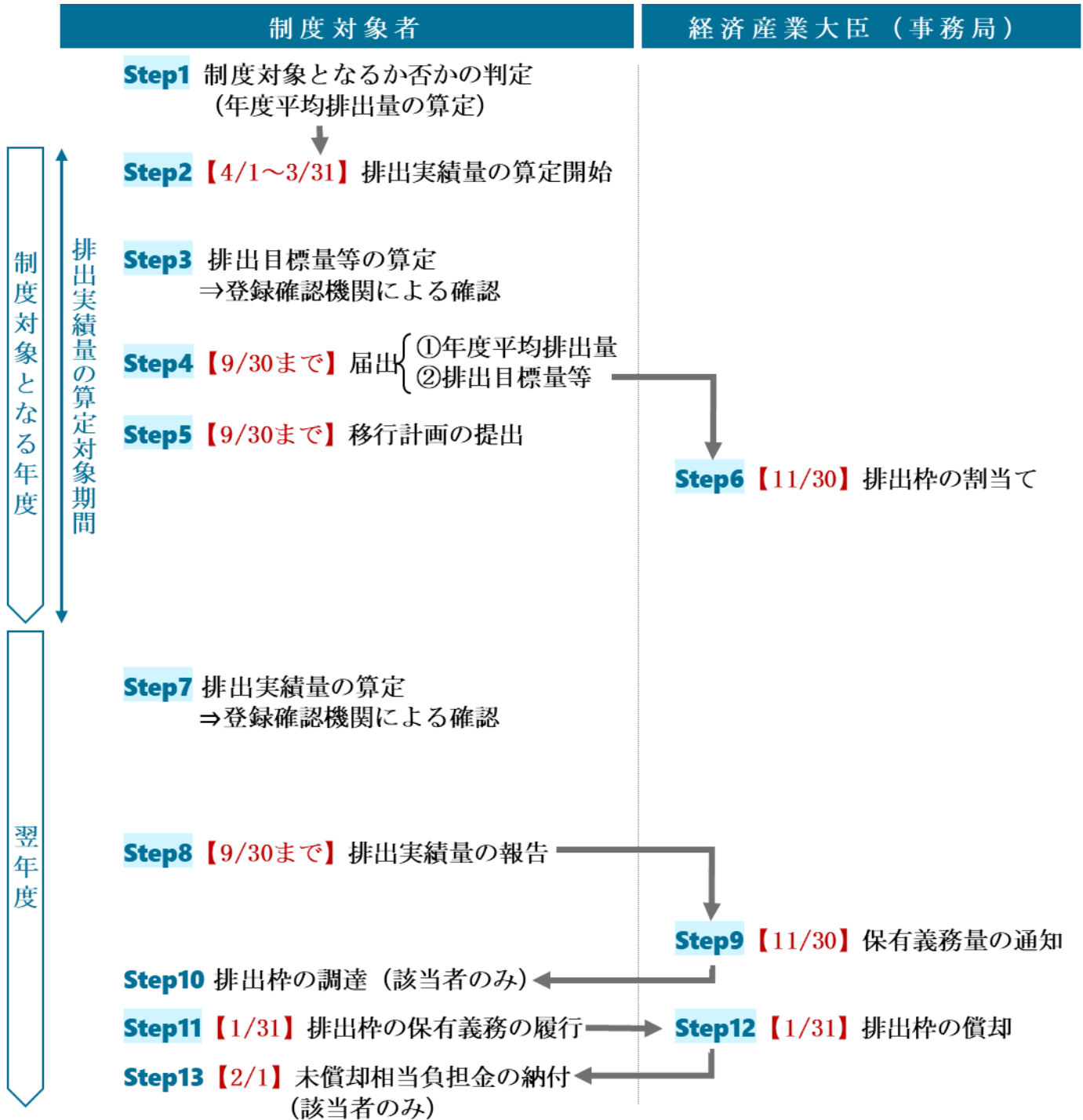
2026年度に制度対象となる場合については、制度開始初年度であることに鑑みて、通常と異なる特例的なスケジュールが適用される。このため、4.1において、2027年度以降に制度対象となる場合に適用される通常スケジュールに基づいて制度対象者の義務内容の説明を行った上で、4.2において、2026年度に制度対象となる場合の特例的な義務履行のスケジュールを説明する。2026年度には制度対象とならず、2027年度以降に初めて制度対象となる場合は、特例的なスケジュールは適用されない点に留意すること。

なお、排出枠取引市場に係る事項については2026年度中に詳細を決定することとしているため、以下の事項については、今後マニュアルの整備を行う。

- 排出枠の取引に係る事項
- 上下限価格に係る事項
- 未償却相当負担金及び各種手数料の納付に係る事項

#### 4. 1 2027年度以降に制度対象となる場合の手続の全体像

2027年度以降に制度対象となる場合の手続の流れは以下のとおり。



## Step1 制度対象者となるか否かの判定（年度平均排出量の算定） 全事業者

### ➤ 参照マニュアル：本書、排出量算定・報告マニュアル

各事業者は、毎年度、届出の締め切りである9月30日までに、年度平均排出量を算出し、制度対象となるか否か判定を行う。年度平均排出量の算定に当たっては、本制度の専用システム（ERMS<sup>6</sup>）上に演算機能が具備されているため、システム（ERMS）に必要な情報を入力しながら算定することが可能。

本書において考え方や具体的な計算方法を確認した上で、「排出量算定・報告マニュアル」において計上すべきCO<sub>2</sub>の直接排出量を確認すること。

## Step2 排出実績量の算定開始 制度対象者

### ➤ 参照マニュアル：排出量算定・報告マニュアル、本書、確認業務マニュアル

制度対象となる事業者は、制度対象となる年度の4月1日から、当該年度のCO<sub>2</sub>の直接排出量の実績の算定を開始しなければならない。

なお、制度対象となる事業者は、翌年度の9月末の報告に向けて、制度対象となる年度において排出したCO<sub>2</sub>の直接排出量に、認証を受けたJ-クレジットの第三者への移転量を加算し、J-クレジット又はJCMクレジットを無効化した量を控除した量からなる排出実績量について、あらかじめ経済産業大臣より登録を受けた登録確認機関による確認を受けなければならない<sup>7</sup>。

制度対象となる事業者にあつては、「排出量算定・報告マニュアル」を参照して排出実績量の算定を開始するとともに、本書の「排出実績量及び排出目標量の確認に当たって制度対象者に求められる事項」において登録確認機関による確認を受けるに当たって留意すべき事項を確認すること。

登録確認機関にあつては、「排出量算定・報告マニュアル」に加えて「確認業務マニュアル」を確認すること。

## Step3 排出目標量等合計量の算定 制度対象者

### ➤ 参照マニュアル：本書、届出・排出目標量等算定マニュアル

制度対象となる事業者は、届出の締め切りである9月30日までに、排出枠の割当ての基となる排出目標量等を算定しなければならない。

制度対象者は、11月末に経済産業大臣より排出枠の割当てを受けるが、排出枠の量は、制度対象者が届け出る排出目標量等を基に決定される（原則、排出目標量等と同量の排出枠が割り当てられる。）。排出目標量等とは、一定の基準に基づいて算定する排出目標量に、一定の要件を満たした場合に追加的に付与される勘案事項による調整量を加算した量となる。そ

<sup>6</sup> Emission Reporting & Management Systemの略。「アームス」と呼ぶ。

<sup>7</sup> 登録確認機関については、本章の「4. 3」を参照すること。

のうち、前者の排出目標量については、届出までに登録確認機関による確認を受けなければならない。

なお、排出目標量等の算定に当たっては、システム（ERMS）上に演算機能が具備されているため、システム（ERMS）に必要な情報を入力しながら算定することとなる。

制度対象となる事業者にあつては、本書の第5章を参照の上、システム（ERMS）上のセットアップを実施した上で、「排出目標量等算定・届出マニュアル」を参照して排出目標量等の算定を行う。さらに、本書の「排出実績量及び排出目標量の確認に当たって制度対象者に求められる事項」を参照しながら登録確認機関による確認を受ける。

登録確認機関にあつては、「排出目標量等算定・届出マニュアル」に加えて「確認業務マニュアル」を確認すること。

#### **Step4 届出** **制度対象者**

##### ➤ 参照マニュアル：届出・排出目標量等算定マニュアル

制度対象となる事業者は、9月30日までに、Step1で算定した年度平均排出量及びStep3で算定した排出目標量等を経済産業大臣にシステム（ERMS）上で届け出なければならない。経済産業大臣による本届出の受理によって、当該事業者は制度対象者（法34条第1項における脱炭素成長型投資事業者をいう。）となる。

共同届出を行う場合にあつては、届出をしようとする事業者のみが、密接関係者分も含めて届出を行い、密接関係者は個別に届出は行わない。

具体的な届出事項及び届出方法については、「排出目標量等算定・届出マニュアル」を確認すること。

#### **Step5 移行計画の提出** **制度対象者**

##### ➤ 参照マニュアル：移行計画作成マニュアル

制度対象者は、9月30日までに、排出量の見通しや投資計画等を記載した移行計画を経済産業大臣及び事業所管大臣にシステム（ERMS）上で提出しなければならない。当該移行計画は、経済産業大臣及び事業所管大臣によって一部の事項を除いて個社ごとに公表される。

共同届出を行った場合にあつては、届出をした制度対象者のみが、移行計画の提出を行い、密接関係者は個別に提出は行わない。

具体的な移行計画の作成手順及び提出方法については、移行計画作成マニュアルを参照すること。

## Step6 排出枠の割当て **経済産業大臣（事務局）**

経済産業大臣は、事業者による届出が適切なものであると認めるときは、事業者によって届け出られた排出目標量等を基に、制度対象者に対して排出枠を1 t単位で、無償で割り当てる。具体的には、各制度対象者の排出枠を管理するための法人等保有口座<sup>8</sup>に排出枠の増加の記録を行い、通知をする<sup>9</sup>。

共同届出を行った場合にあっては、届出を行った制度対象者の法人等保有口座に、密接関係者分も含めた排出枠が割り当てられることとなる。

排出枠はGX推進機構が開設する排出枠取引市場や相対取引等によって売買することができる。

## Step7・8 排出実績量の算定・報告 **制度対象者**

### ▶ 参照マニュアル：排出量算定・報告マニュアル

制度対象者は、制度対象となる年度の翌年度の9月30日までに、制度対象となる年度の排出実績量等を経済産業大臣、環境大臣及び事業所管大臣にシステム（ERMS）上で報告しなければならない。

共同届出を行った場合にあっては、届出を行った制度対象者のみが、密接関係者分も含めて排出実績量の報告を行い、密接関係者は個別に報告は行わない。

具体的な報告事項及び報告方法については、「排出量算定・報告マニュアル」を確認すること。

## Step9 保有義務量の通知 **経済産業大臣（事務局）**

経済産業大臣は、排出実績量を報告した制度対象者に対して、排出実績量に相当する排出枠の量（以下「保有義務量」という。）を通知する。

共同届出を行った場合にあっては、届出を行った制度対象者が、密接関係者分も含めた保有義務量の通知を受ける。

---

<sup>8</sup> システム（ERMS）のアカウント作成時に自動的に開設される。

<sup>9</sup> 当該事業者が、制度対象外になったとしても、法人等保有口座に保有する排出枠は維持され、制度対象となっていない期間に売買を行うことや、その後再び制度対象となった場合に従前より保有している排出枠を保有義務の履行に用いることが可能。

## Step10・11 保有義務の履行 制度対象者

制度対象者は、制度対象となる年度の翌年度の1月31日において、法人等保有口座に保有義務量分の排出枠を保有しなければならない。

排出枠は、割り当てられた年度によって取扱いに差は生じない。このため、制度対象者は、保有義務の履行に当たって、割り当てられた年度を問わず、排出枠を使用することが可能である。また、排出枠取引市場における取引や相対取引等によって排出枠を調達することも可能である。

ただし、排出枠の償却に支障を生じることが明らかであり、措置を講じる必要があるとして経済産業大臣が告示をした場合には、不足した排出枠の量に、経済産業大臣が毎年度定める、二酸化炭素の排出量1tに相当する排出枠の取引価格の上限価格（法第39条における「参考上限取引価格」をいう。）を乗じた額を政府に納付することが可能となる。この場合、当該制度対象者は、納付した額分の排出枠を保有しているものとみなされる。

共同届出を行った場合にあっては、届出を行った制度対象者が、密接関係者分も含めた保有義務量分の排出枠について保有義務を負う。

＜例. 2027年度に制度対象となる場合の保有義務の履行の例＞

2027年度に制度対象となる場合には、2029年1月31日に、保有義務量分の排出枠を法人等保有口座に保有している必要がある。当該事業者が、2026年度から2028年度まで連続して制度対象となる場合、以下のとおり、2029年1月31日において、2026年度分、2027年度分及び2028年度分の排出枠が割り当て済みであり、義務を履行する方法の例は以下のとおり<sup>10</sup>。

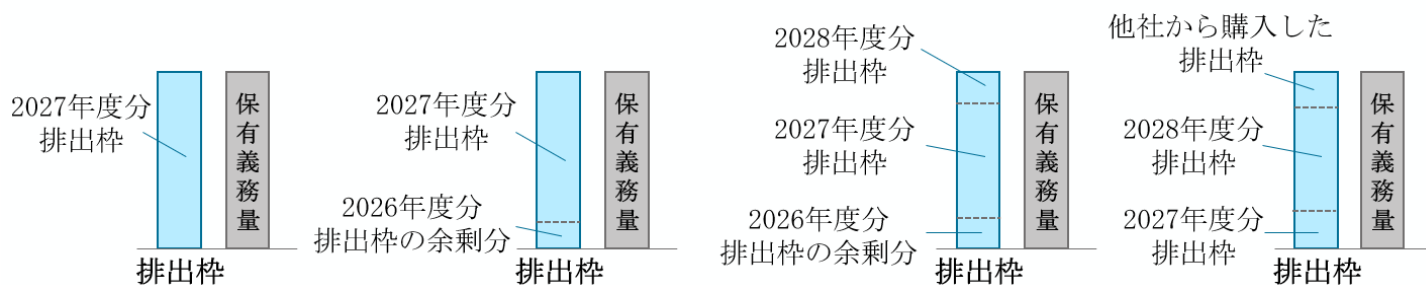
	名称	概要	割当時期
凡例	2026年度分排出枠	2026年度に制度対象となる場合に割り当てられる排出枠	2027年11月
	2027年度分排出枠	2027年度に制度対象となる場合に割り当てられる排出枠	2027年11月
	2028年度分排出枠	2028年度に制度対象となる場合に割り当てられる排出枠	2028年11月

例①

例②

例③

例④



<sup>10</sup> 償却に当たっては、次頁 Step12 に記載のとおり保有義務量と同量の排出枠を法人等保有口座から消滅するため、事業者がどの排出枠を消滅させるか選択することはできない。

## Step12 償却 経済産業大臣（事務局）

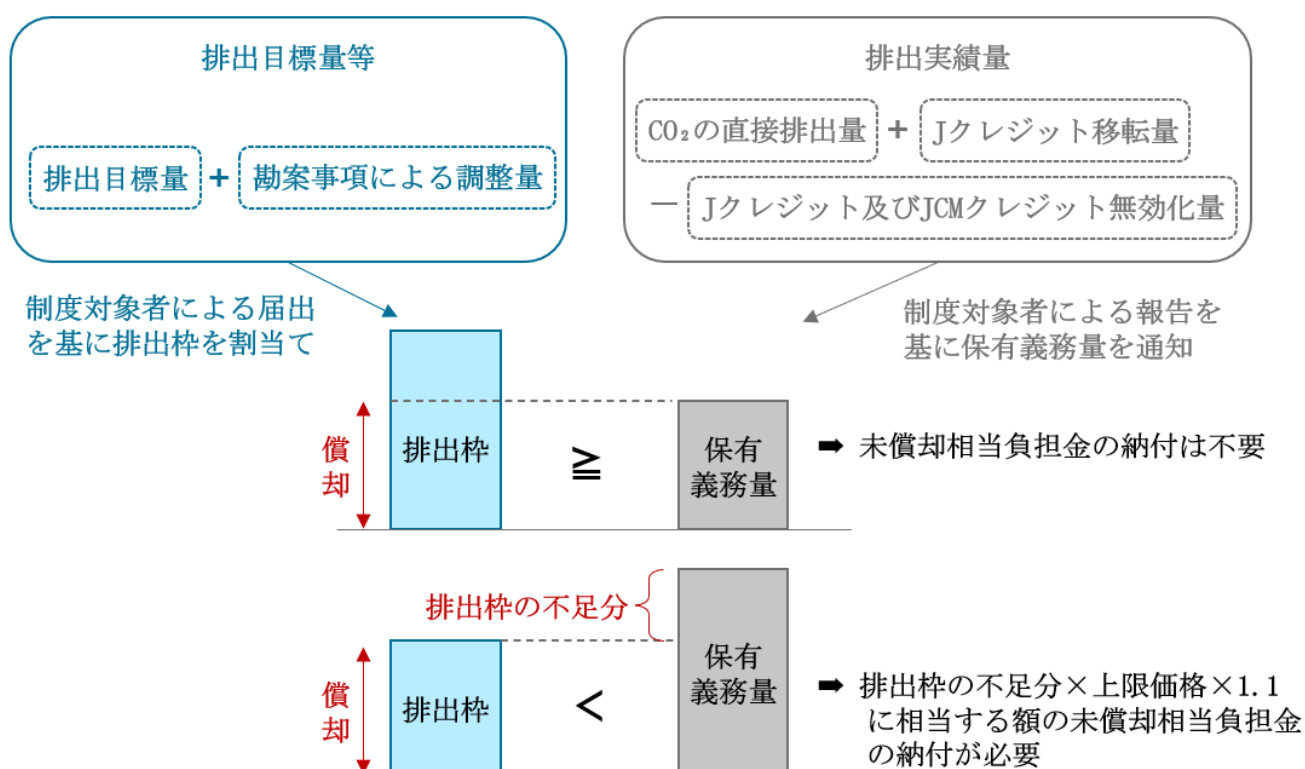
経済産業大臣は、制度対象となる年度の翌年度の1月31日に、各制度対象者の保有義務量分の排出枠を、法人等保有口座に保有している排出枠の量を上限として償却する。具体的には、各制度対象者が保有する法人等保有口座において、保有義務量分の排出枠を、当該排出枠の割り当てられた年度や調達方法に関係なく消滅させる。

共同届出を行った場合にあっては、届出を行った制度対象者の法人等保有口座から、密接関係者分も含めた保有義務量分の排出枠が消滅する<sup>11</sup>。

## Step13（排出枠が不足した場合）未償却相当負担金の納付 制度対象者

保有義務量に比して排出枠が不足しており、保有義務量分の排出枠の償却を受けていない制度対象者は、排出枠の不足分（保有義務量分の排出枠のうち償却していない排出枠の量）×上限価格×1.1に相当する額を未償却相当負担金として経済産業大臣に対して納付しなければならない。経済産業大臣が、2月1日以降に、未償却相当負担金の額及び納付期限を対象となる制度対象者に対して通知する。

共同届出を行った場合にあっては、届出を行った制度対象者に本義務が課される<sup>11</sup>。



<sup>11</sup> 共同届出体における、排出枠が不足した場合の負担の在り方や余剰になった場合の排出枠の取扱いについては事業者間の契約等による。排出枠を、届出を実施した制度対象者から密接関係者に相対取引で移転することは可能。

#### 4. 2 2026年度におけるスケジュール上の特例

2026年度に制度対象となる場合は、2026年9月30日までに、当該事業者に係る基礎的な情報及び年度平均排出量のみを届出させるものとする（次頁図中特例①）。本来制度対象となる年度に行わなければならない排出目標量等の届出については、2026年度においては求めず、2027年9月30日までに届出させるものとする（次頁図中特例②）。これに伴い、経済産業大臣による排出枠の割当てについても、2027年11月末に行うものとする（次頁図中特例③）。

したがって、2026年度に制度対象となる場合に、2026年度中に対応が必要になる事項は、以下の4点。

全ての事業者は、年度平均排出量を算定し、自社が制度対象となるか否か判定を行う。

制度対象となる場合は、

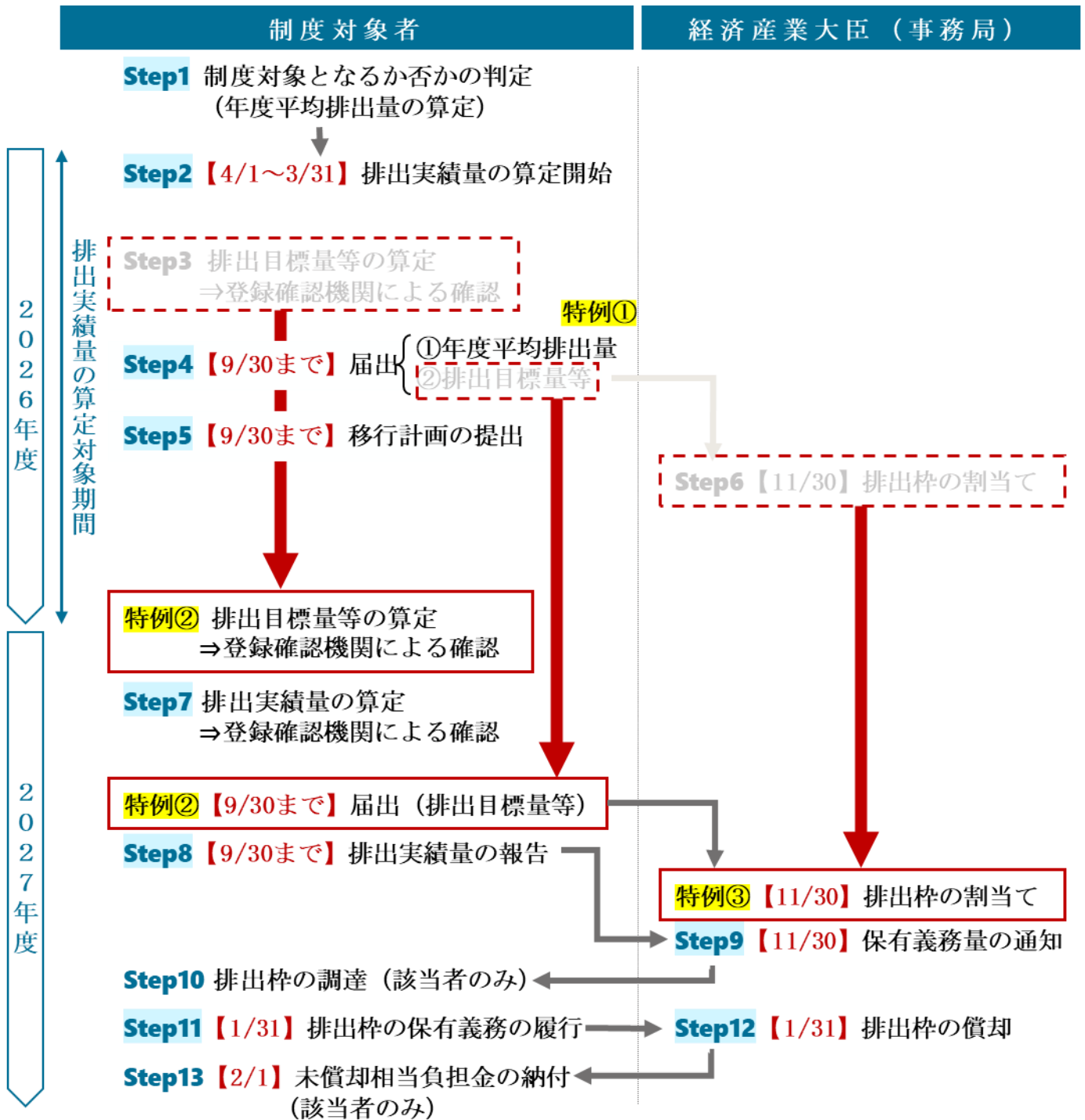
- ①排出実績量の算定を2026年4月1日より開始する。
- ②2026年9月30日までに、年度平均排出量等を届け出る。
- ③2026年9月30日までに、移行計画を提出する。

2026年度に届け出る事項については、登録確認機関による確認が必要な事項は存在しないが、登録確認機関の選定及び契約は、2026年度より計画的に取り組むことを推奨する。

上記以外の義務履行スケジュール、履行すべき義務の内容及び参照すべきマニュアルについては2027年度以降と同様であるため、4. 1を参照すること<sup>12</sup>。

---

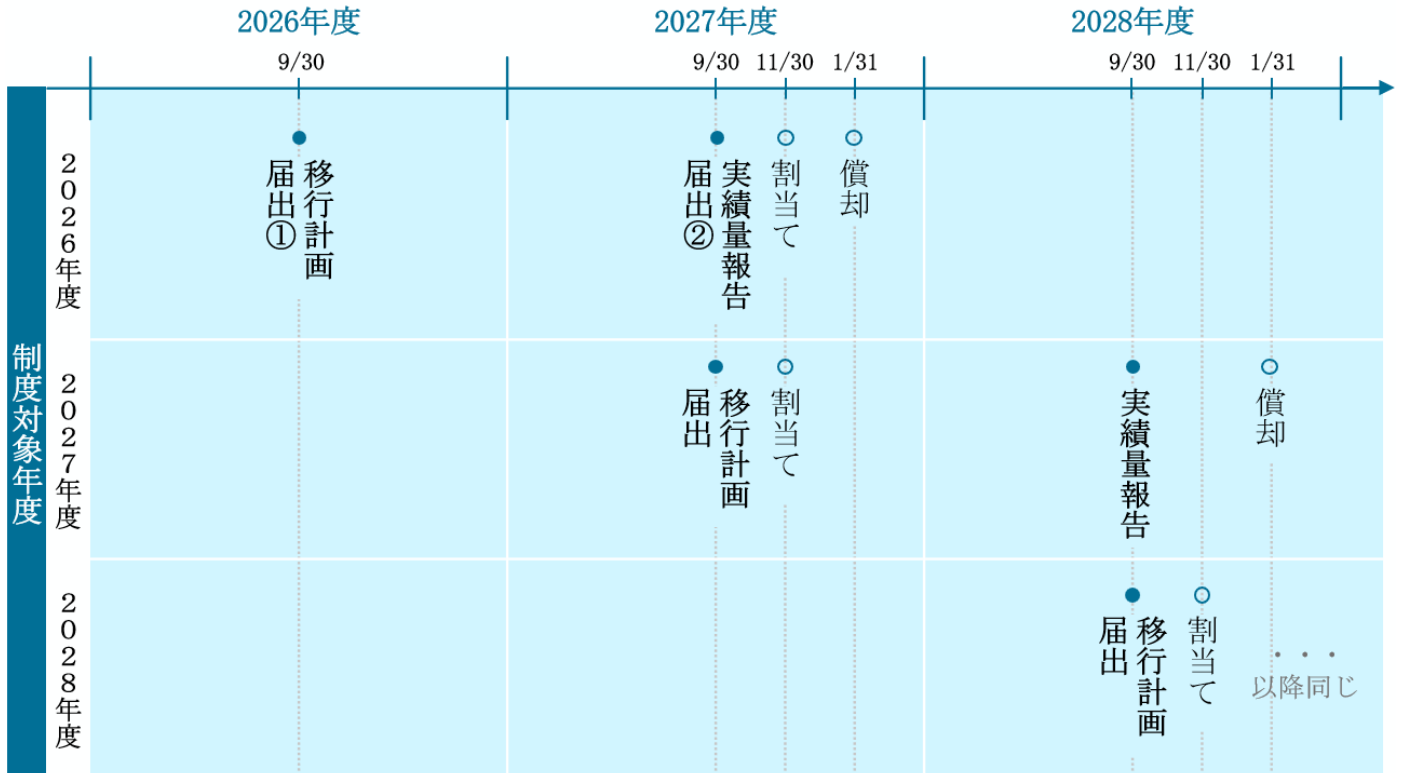
<sup>12</sup> 4. 1を用いて2026年度の手続の流れを参照するに当たっては、2027年度以降及び2026年度のいずれの図においてもStep番号を共通としているため、同一のStep番号を参照すること。ただし、特例により手続の実施時期が変更されている手続については、2027年度以降の図に示す当該Step番号に記載する説明を参照すること。



＜参考＞連続して制度対象となる場合の義務履行スケジュール

制度対象となった場合、2年度にわたって義務を履行することとなるため、連続して制度対象となる場合、下図のとおり同時並行で2年度分の義務履行手続を行うことになる。下表を参照し、計画的に作業を進めることを推奨する。

●…制度対象者のアクション ○…経済産業大臣（事務局）のアクション



#### 4. 3 登録確認機関による確認

制度対象者は、排出目標量及び排出実績量については、あらかじめ経済産業大臣より登録を受けた登録確認機関による確認を受けた上で、届出又は報告しなければならない。したがって、届出又は報告期限に間に合うように、自ら計画的に登録確認機関の選定及び契約を行う必要がある。登録確認機関は、2026年1月5日より登録申請の受付が開始され、経済産業省によって審査の上、順次登録される。登録を受けた登録確認機関の一覧については、経済産業省のウェブサイト<sup>13</sup>を参照すること。制度対象者において、登録確認機関の選定や契約が困難である事情が生じた場合には、GX推進機構に連絡すること。

制度対象者においては、確認を受けるに当たっては、「別紙. 排出実績量及び排出目標量の確認にあたって制度対象者に求められる事項」を参照のこと。登録確認機関においては、「確認業務マニュアル」を参照のこと。

登録確認機関としての登録申請を検討している事業者においては、「登録申請マニュアル」を参照すること。

---

<sup>13</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/ets.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ets.html)

## 第5章 手続の方法

制度対象者は、第4章において説明した一連の手続を、本制度の専用システムである ERMS において行う<sup>14</sup>。

制度対象者は、システムアカウントを作成の上、各手続を行う際には、システム（ERMS）において画面上で直接入力又はシステム（ERMS）上に掲載されている Excel テンプレートを用いて情報を登録する。特に、年度平均排出量及び排出目標量等の算定に当たっては、システム（ERMS）上の演算機能を用いて算定することになるため留意すること。

届出、移行計画の提出及び排出実績量の報告等の各手続に当たって必要となるシステム（ERMS）上の手続については、第4章に記載している各マニュアルを参照すること。ただし、2027年度以降に発生する手続<sup>15</sup>については、現状システム実装を行っていないため、今後各マニュアルに手続方法を追記する。

ここでは、制度対象初年度に対応する必要があるシステムアカウント及び法人等保有口座の開設方法について説明する。

### 5. 1 アカウントの作成及び法人等保有口座の開設

2026年6月1日より、システム（ERMS）のアカウント開設が可能。システム操作マニュアルを参照の上、アカウント開設及び初回ログインを実施すること。排出枠を管理する法人等保有口座は、アカウント開設時に自動的に開設される。

アカウント及び口座の開設に当たっては以下の事項が求められる。

#### 5. 1. 1 Gビズ ID アカウント

アカウント開設には、Gビズ ID アカウントが必要となる。アカウント種別はプライム又はメンバーに限る。

Gビズ ID アカウントを作成していない事業者は、デジタル庁のGビズ ID ウェブサイトを参照の上、アカウントを作成すること<sup>16</sup>。

---

<sup>14</sup> システム（ERMS）及びシステムマニュアルの URL は追って掲載。システム（ERMS）による提出が不可能な場合は、書面を送付又は持参して提出することも可能。

<sup>15</sup> 排出目標量等の算定、2027年度以降の届出、排出実績量の報告、経済産業大臣による排出枠の割当て、保有義務量の通知及び排出枠の償却に係るシステム上の手続。制度対象となる事業者以外（登録確認機関を含む。）のアカウント及び口座開設に係る事項等。

<sup>16</sup> Gビズ ID に関する情報や問い合わせ等は、デジタル庁ウェブサイトから確認すること。  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## 5. 1. 2 事業者情報

「事業者情報登録」画面で、以下事項について登録する。

### <登録事項>

- 事業者名（英語表記）
- 本店等の所在地
- 代表者名及び役職
- 主たる事業及び事業所管大臣
- 主担当者及び副担当者の氏名やメールアドレス、電話番号等

### <添付書類>

#### ○法人の場合

- 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものも含む。）

#### ○個人の場合（以下のいずれか）

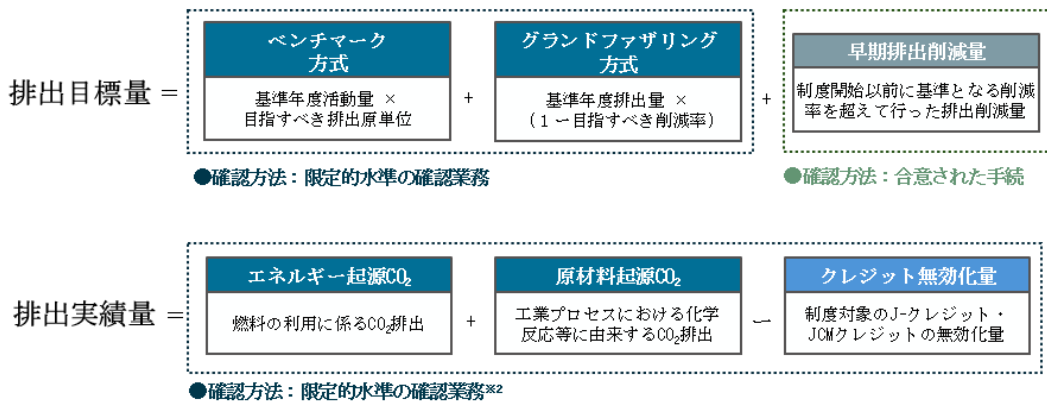
- 住民票の写し
- マイナンバーカードの写し
- 上記に類するものであって、氏名及び住所を証する書類

## 別紙. 排出実績量及び排出目標量の確認にあたって制度対象者に求められる事項

### 1. 概要

登録確認機関は、制度対象者が設定及び算定した排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量<sup>17</sup>に対して結論を表明する。制度対象者は、排出目標量及び排出実績量に関する算定体制等を整備し、要求された情報の提示、現地訪問への対応等、登録確認機関の確認業務に協力すること。また、登録確認機関は、制度対象者と十分な意思疎通を図り、確認業務を円滑に行うこと。

登録確認機関による確認対象とその確認方法のイメージは以下の通り。



※1 排出枠の割当においては、カーボンリーケージや研究開発投資等も勘案するが、登録確認機関による確認の対象ではない。

※2 2028年度からは、対象事業者全体に対する限定的水準の確認に加え、一定規模以上の事業所（年間のCO<sub>2</sub>排出量100万トン以上が目安）に対する合理的水準の確認も求める想定。

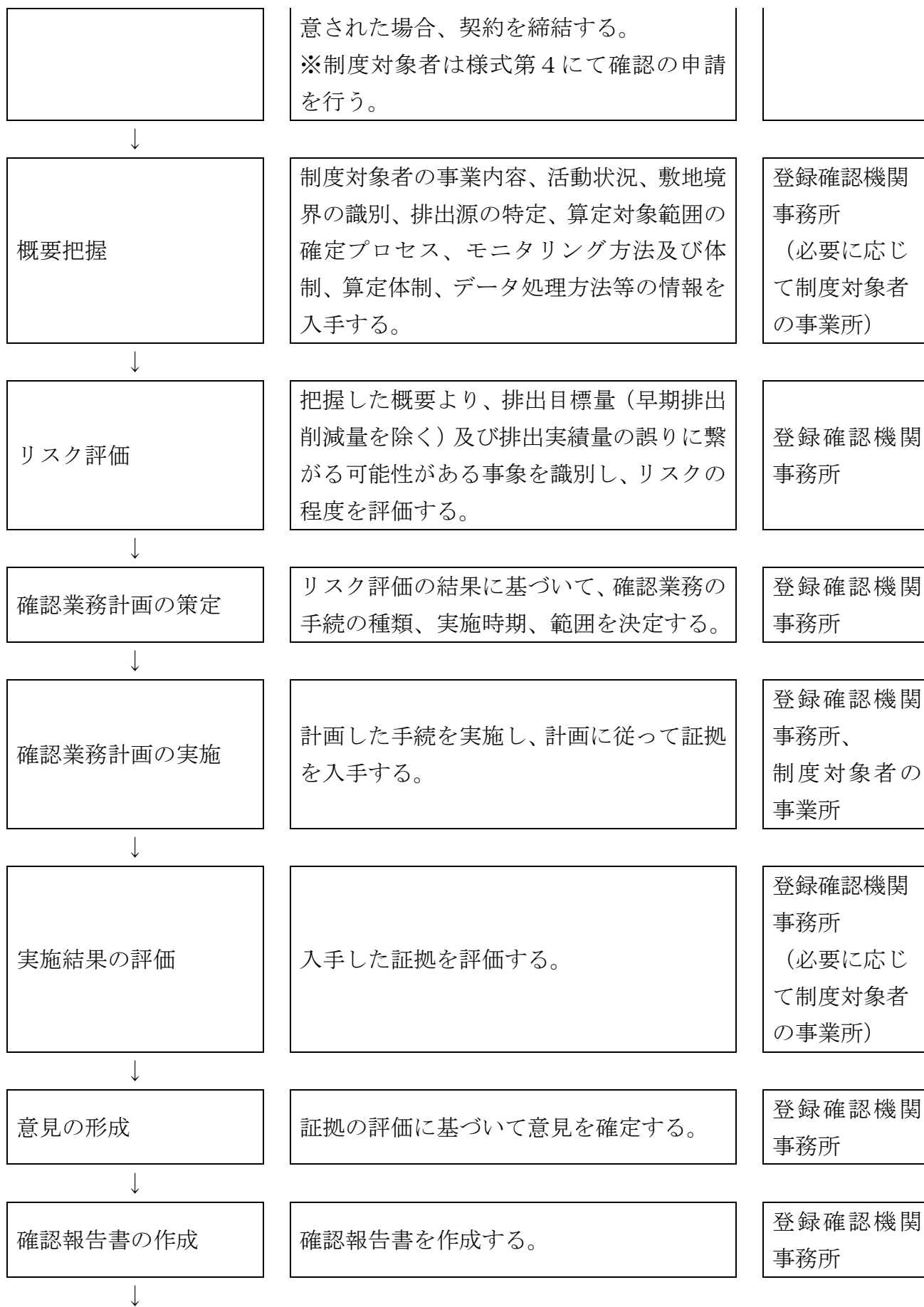
### 2. 登録確認機関による確認業務の流れ等

登録確認機関の確認業務の一般的な流れ、確認業務の結果を伝達する確認報告書及び確認結果報告書に記載される事項、結論形成のプロセス、確認業務において必要となる資料の例等、確認業務を円滑に行うために、制度対象者にとっても理解が必要な事項を中心に説明する。

＜排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量に対する確認業務の一般的な流れ＞

ステップ	実施内容（例）	実施場所（例）
契約	制度対象者の規模や複雑性、確認業務の内容等を考慮し、制度対象者と契約条件について合意する。確認業務の実施の基礎が合	—

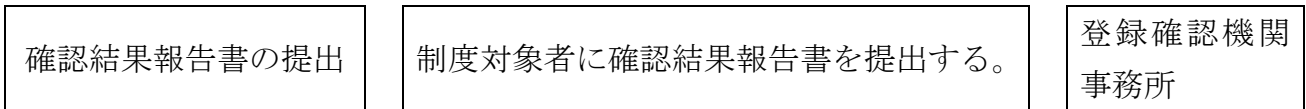
<sup>17</sup> 制度対象者となるかの判定に用いる年度平均排出量については登録確認機関による確認は不要。



審査及び確認報告書の確定	登録確認機関の品質管理として、確認業務チームの結論及び確認報告書の記載内容等について最終的な審査を実施し、確認報告書を確定させる。	登録確認機関事務所
↓		
確認報告書の発行	制度対象者に確認報告書を提出する。	登録確認機関事務所

<早期排出削減量に対する確認業務の一般的な流れ>

ステップ	実施内容（例）	実施場所（例）
契約	<p>依頼されている手続が早期排出削減量に対する確認業務の目的に照らして適切であることを確認し、早期排出削減量に対する確認業務の契約条件について制度対象者と合意する。</p> <p>※制度対象者は様式第4にて確認の申請を行う。また、登録確認機関に確認依頼する手続を提示する。具体的な手続については届出・排出目標量等算定マニュアルの1. 2. 5を参照のこと。</p>	—
↓		
早期排出削減量に対する確認業務の実施	契約条件において合意した内容に沿う形で、早期排出削減量に対する確認業務を実施する。	登録確認機関事務所、 制度対象者の事業所
↓		
確認結果報告書の作成	<p>早期排出削減量に対する手続及びその結果の報告を目的とした、確認結果報告書を作成する。</p> <p>品質管理において審査が求められている場合は、確認業務チームの手続実施結果及び確認結果報告書の記載内容等について最終的な審査を実施し、確認結果報告書を確定させる。</p>	登録確認機関事務所



<登録確認機関による確認業務のポイント例>

組織境界 敷地境界	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度対象者が密接関係者と共同届出をする場合、制度対象者の組織境界の設定範囲は適切か。</li> <li>構造的変化（新設、廃止、合併、分割等）に伴う組織境界の変化について、排出目標量の設定及び排出実績量の算定に適切に反映されているか。</li> <li>算定対象年度において敷地境界の変更があった場合、排出目標量の設定及び排出実績量の算定に適切に反映されているか。</li> </ul>
排出源	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチマーク、グランドファザリングの各バウンダリに含めるべき排出源が網羅的に含まれているか。</li> <li>同一工場等内において、ベンチマーク方式による割当プロセスが複数存在する場合や、ベンチマーク方式による割当プロセス区分とグランドファザリング方式による割当プロセスが併存する場合、各バウンダリに含まれる排出源に重複はないか。</li> <li>一つの排出源が複数の割当プロセスに紐付く場合、適切な指標等を用いて燃料使用量を按分したうえで、各割当プロセスにおける燃料使用量を把握しているか。</li> </ul>
算定対象範囲 (バウンダリ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチマークに含めるべき事業活動が網羅的に算定対象に含まれているか。</li> <li>排出目標量の設定におけるベンチマーク、グランドファザリングのバウンダリと、排出実績量の算定におけるベンチマーク、グランドファザリングのバウンダリは一致しているか（正当な理由なくバウンダリの変更が行われていないか）。</li> </ul>
活動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>信頼できるデータに基づいているか。</li> <li>データ処理は正確か（転記誤りや計算誤り、単位の間違い、異なる活動量の混入等はないか）。</li> <li>対象となるデータが網羅的に収集されているか。</li> <li>集計期間に漏れはないか。</li> <li>対象活動に適合する算定式を適用しているか。</li> </ul>
単位発熱量	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象活動と適合する単位発熱量/排出係数を選定しているか。</li> </ul>

/排出係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>実測方法は適切か（方法の継続性、対象期間、測定頻度、測定時点、読み取り誤り等がないか）。</li> </ul>
排出量算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動量、単位発熱量、排出係数等の単位が整合しているか。</li> <li>活動量単位の変換や圧力・温度の補正が適切に行われているか。</li> <li>加減乗除の計算は正確に行われているか。</li> <li>活動量、排出量の端数処理は適切か。</li> </ul>
表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定された様式に適切な内容を記入しているか。</li> <li>記入漏れ等がないか。</li> <li>不明瞭な記載がないか（説明不足、不適切な表現がないか）。</li> </ul>

＜排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量に対する確認報告書＞

登録確認機関は、入手した証拠を評価し、未修正の虚偽表示（確認業務の過程で集計した虚偽表示のうち、修正されなかった虚偽表示）が、個別に又は集計した場合に重要であるかどうか評価する。

排出目標量（早期排出削減量を除く）、排出実績量それぞれに対して、以下のいずれかの結論を形成する。

結論の種類	判断の例	結論の文例
無限定の結論	排出目標量（早期排出削減量を除く）が、全ての重要な点において、実施指針に準拠して設定又は算定されていないと信じさせる事項が認められなかった場合	排出目標量（早期排出削減量を除く）が、実施指針に準拠して設定又は算定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。
限定付結論	<p>（１）十分かつ適切な証拠を入手した結果、除外事項が排出目標量（早期排出削減量を除く）に及ぼす影響又は可能性のある影響が、重要であるが広範でないと判断する場合</p> <p>（２）確認業務の実施範囲に制約があり、それが排出目標量（早期排出削減量を除く）に及ぼす影響が、重要であるが広範でないと判断する場合</p>	結論の根拠に記載した事項の及ぼす影響を除き、排出目標量（早期排出削減量を除く）が、実施指針に準拠して設定又は算定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。
否定的結論	十分かつ適切な証拠を入手した結	結論の根拠に記載した事項の及ぼす

	果、除外事項が排出目標量（早期排出削減量を除く）に及ぼす影響が、重要かつ広範であると判断する場合	影響の重要性に鑑み、排出目標量（早期排出削減量を除く）は、実施指針に準拠して設定又は算定されていないと信じさせる事項が重要な点において認められた。
結論不表明	確認業務の実施範囲に制約があり、それが排出目標量（早期排出削減量を除く）に及ぼす影響が、重要かつ広範であると判断する場合	結論の根拠に記載した事項の及ぼす影響の重要性に鑑み、排出目標量（早期排出削減量を除く）が、実施指針に準拠して設定又は算定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

#### < 確認業務に必要な資料等 >

登録確認機関は、確認業務の計画を立案するため、また、確認業務の計画に基づいて、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手する。証拠となるデータ、資料等は容易に追跡できるように整理されている必要がある。制度対象者に関する概要の把握や計画の実施の際に必要なデータ、資料等には例えば以下のようなものがある。

- 会社案内、工場等のパンフレット
- 工場立地法、建築基準法、消防法及び高圧ガス保安法に関する届出/許認可資料
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）における提出データ
- 敷地図（制度対象者と他の事業者との範囲の識別が可能なもの）
- 組織図、モニタリング体制図/算定体制図
- 製造プロセス図
- 設備一覧表/設備配置図
- 算定対象範囲（バウンダリ）確定の手順書
- 排出源の特定の手順書
- 各排出源の活動量把握から排出目標量、排出実績量の設定、算定までのフロー図（担当者、作成書類名、転記、照合等の作業等を記載した資料）
- 活動量のモニタリング方法、モニタリング結果
- 購買伝票（納品書、出荷証明書等）
- 活動量の実測データ
- 単位発熱量及び排出係数の出典、実測データ 等

#### < 早期排出削減量に対する確認結果報告書 >

合意された手続業務（AUP: Agreed-upon procedures engagement）とは、登録確認機関が、制度対象者との間で合意された手続で実施されたもの及びそれに基づき発見した事項を報告する業務をいう。

排出目標量のうち、早期排出削減量に係る届出を行う際には、合意された手続業務による確認を受ける必要がある。

合意された手続業務においては、登録確認機関が実施される手続を業務の目的に照らして適切であると認めた場合に、登録確認機関が、制度対象者との間で合意した手続を実施する。

登録確認機関は、確認結果報告書において、実施した合意された手続及びその手続実施結果を報告する。制度対象者及び経済産業省、GX 推進機構は、登録確認機関から報告された合意された手続及び手続実施結果を自ら検討し、登録確認機関が実施した作業から自らの責任で結論を導くこととなる。

制度対象者と合意する手続は、明確で、誤解を招かず、かつ、様々な解釈が生じない方法で、客観的に記述される。具体的な手続の例については、「届出・排出目標量等算定マニュアル」を参照すること。